

# 16 農業・水産・林業

お問い合わせ先（役 場）農政水産課・商工林務課  
（総合支所）産業振興課  
各地区農業委員会

## 農業振興事業

事業項目	事業内容	補助内容
新規就農対策事業	就農経費や農地等の賃借料及び借入資金利息に対する助成	就農事業補助 150万円 賃借料、利子補給補助 1/2以内 (限度額 150万円)
土壌診断助成事業	土壌診断に要する経費への補助	1/3以内
バンカーサイロ整備事業	バンカーサイロ建設に要する資材費の補助	1/5以内(限度額50万円)

上記事業のほか、パートナー対策をはじめ、各資金の利子補給等については、従来どおり制度に基づいて助成を行います。

## 農地の転用

農地を農地以外（住宅用地、工場用地、山林など）の用地にする場合は、許可が必要です。また、一時的な資材置き場、砂利採取なども許可が必要です。

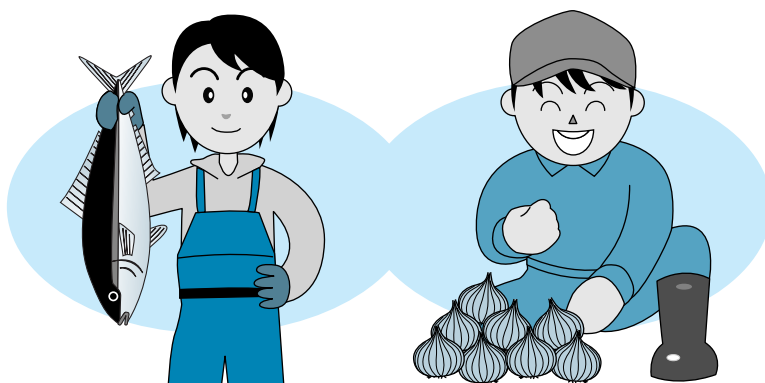
土地の取引の内容	例	申請先
自己地を農地以外にする場合	農業用施設の建設	旧町の農業委員会の区域ごとに、各農業委員会へ提出
農地を売買し、農地以外にする場合	一般住宅の建設	

## 漁業振興事業

漁業資源の増大及び生産基盤の整備事業の推進並びに漁業者の経営安定を図るため次の事業を実施します。

事業項目	事業内容	事業主体
漁場環境整備事業	漁場の生産力の回復や資源の環境改善による保全事業	漁業協同組合
漁業生産基盤施設整備事業	漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備事業	漁業協同組合
水産物供給施設整備事業	衛生管理に対応した水産物供給体制の整備事業	漁業協同組合
栽培漁業試験研究事業	漁業資源の増大のための試験・研究事業	漁業協同組合・漁業者
みなとまちブランド普及事業	地域特産品のブランド化を図るための調査・研究・普及事業	漁業協同組合・加工業者・漁業者
特認事業	特に町長が漁業振興上必要と認める事業	漁業協同組合

- ①国・道等の補助事業及び交付金事業においては、補助対象事業費は国・道等と同じとし、補助率はその補助残の1/2以内とする。
- ②国・道等の補助事業及び交付金事業の対象とならない場合は、補助対象事業費(消費税は除く。)とし、補助率は1/3以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- ③補助対象事業費は、1件当たり50万円以上に限る。



## 民有林振興対策事業

湧別町内における民有林の育成振興による、森林資源の確保及び国土の保全等森林機能の充実を図るため、町内に山林を所有し遠軽地区森林組合の組合員となっている方が受託の補助対象事業で下表の事業を実施した場合に助成措置を行います。

### ①民有林造林推進事業

事業名	事業内容	補助基準	補助額
下刈事業	1回刈	1ha当り	2,500円
	全刈	//	3,000円
除伐事業	つる切り、除伐	//	7,000円
間伐事業	伐木、造材	//	9,500円
野ねずみ駆除	殺鼠剤空中散布	//	400円

## 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画に基づく適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的な機能が十分発揮されるよう、町内に森林を有し森林施業計画を樹立している森林のうち、人工林45年生以下を所有する者等が町と協定を結び地域活動（施業実施区域の明確化・歩道の整備等）を実施した場合に交付金を1ha当り5千円を交付します。なお、この事業は平成23年度までです。

